

## 任意団体「犬猫保護 LeaLea」 定款

### (名称)

第1条 当任意団体は、「犬猫保護 LeaLea」（以下「当団体」）と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当団体は、主たる事務所(保護施設)を静岡県浜松市東区市野町 225-3 に置く。

### (目的)

第3条 当団体は動物愛護精神に基づき、動物の命と適切な生活環境を守り、全ての動物たちがあたたかい家庭で人と共生できるよう、各活動を行いながら動物と人が笑顔で暮らせる社会環境づくりに寄与する事を目的とする。

### (活動内容)

第4条 当団体は第3条の目的を果たすため、以下の活動を行う。

- (1) 遺棄された動物の保護と新しい家族（里親）を探す活動
- (2) 各愛護センターでの保護活動
- (3) 動物愛護精神の啓発活動
- (4) 保護した動物たちが譲渡されるまでの間、快適に暮らせるための環境維持活動
- (5) 保護した動物たちの健康を保持するため、適切に医療施設へ受診させる活動
- (6) その他当団体の目的達成のために必要な活動

### (公告の方法)

第5条 当団体の公告は、電子公告の方法により行う。

(URL = <https://lealea-hale.com/>)

### (活動参加者)

第6条 当団体へ参加する者は、原則ボランティアとして活動を行う事とする。

- 2 当団体が適当でないと認めるときは、本人に理由を説明した上でこれを断ることができるものとする。

### (参加者への報酬等)

第7条 本団体設立の趣旨に鑑み、ボランティア参加者への報酬は原則無償とする。

### (役員)

第8条 当団体を円滑に運営するために、代表と副代表をそれぞれ1名置くこととする。

- 2 代表は当団体の運営を総括する。
- 3 副代表は代表を補助し、当団体の運営上必要な事項について審議する。

### (定款の変更)

第9条 本定款は、役員会の決議をもって変更することができる。

### (解散)

第10条 当団体は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的とする活動の遂行不能
- (2) その他法令で定める事由

### (法令の準拠)

第11条 本定款に定めのない事項は、全て国内法令に従う。

### 附則

- 1 この定款は、この団体の設立の日から施行する。
- 2 当団体設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表 日野 みゆき

副代表 林 耕生

犬猫保護  
LeaLea